

## 湖南省立地適正化計画(案) 修正箇所

資料1-3

頁数	行	修正箇所	修正内容	備考
全体		元号および西暦の表記方法	文章中は過年度、将来とも元号と西暦を併記しています。また、図・表については西暦を主に用いています。	滋賀県
1 25 88 106 110	4 1 1 3 6	「当って」、「当り」、の送り仮名	「当たって」、「当たり」に修正しています。	滋賀県
7	6	～整備等の事業が進められています。	「事業を進めています。」に修正しています。	滋賀県
11	8	人口の変動は近隣都市と同様の傾向にあります～	「人口の変動は近隣都市と同様に大きく増加する傾向にありましたが、～」に修正しています。	滋賀県
12	2	～、旧甲西町では平成2年(1990年)から、旧石部町では～	湖南省の合併等の経過を知らない方にはわかりにくいため、図面に旧の町境の線と、「旧石部町」、「旧甲西町」の表記を入れています。	滋賀県
13	4～6	石部や水戸、下田で～、菩提寺、石部南、～ ※石部南での増加地区は、～	湖南省の概要を知らない方にはわかりにくいため、図面に地域名を追記しています。	滋賀県
26	—	湖南湖コミュニティバス「めぐるくん」の図の説明表記「■湖南省コミュニティマップ運行系統図」	■コミュニティバス運行系統図に修正しています。	—
35	—	子育て支援施設の分布図	小学校の位置を追記しています。	—
67	1	生活利便施設	病院・診療所、高齢者施設やスーパーなど生活利便施設の～に修正しています。	滋賀県
68	1	診療所やスーパー等は～	生活利便施設は～に修正しています。	—

頁数	行	修正箇所	修正内容	備考
75	14	利便性の高いまちへとグレードアップしていくため～	「利便性の高いまちへとシフトしていくため～」に修正しています。	近畿地方整備局
79	3	P79の表中、 ～市街地(MPでの都市拠点～) ～市街地(MPでの地域生活拠点～)	MPが都市計画マスタープランの事であることがわかるよう、3行目に湖南省都市計画マスタープラン(MP)と表記する。	—
85		最下段の図	枠内に都市機能誘導区域と表記しています。	滋賀県
89	—	都市機能誘導区域の設定方針の表 甲西駅周辺市街地 ・図書館が第1種中高層～	都市機能誘導区域の設定方針の欄に記載されていたため、都市機能の分布状況、市街地の状況欄に記載しています。	滋賀県
93	—	追加	都市再生法、同法施行令による「含まない区域」欄に、 ・農用地区域(※市街化区域内には存しない) ・三上・田上・信楽県立自然公園特別地域(※市街化区域内には存しない) を追記しています。	滋賀県
94	—	法令の規定により含まない区域欄の対象地域(赤字が湖南省該当)欄	ウ、エ項を赤字にしています。	滋賀県
104	—	都市計画法第34条11号、12号の区域図	都市計画法第34条11号、12号の説明注記を追加しています。	—
111	—	表中、商業機能欄の中心拠点および地域拠点の誘導施設の表記	具体的に誘導施設がわかるよう、中心拠点では大規模集客施設(店舗、飲食店、展示場、遊戯場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの)、地域拠点では大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡を超えるもの)のうち各種商品小売業、飲食料品小売業に分類される店舗に修正しています。	—
112	—	参考表「誘導施設」設定の根拠表	誘導施設を具体的に特定するため、根拠法令を追記しています。 また、表中、「行政は～」と表現されていたものを全て「市は～」に修正しています。	—
115	—	中段の【設定の根拠】	居住誘導区域内人口密度を、人口ビジョン・総合戦力の将来展望(平成52年(2040年):51,782人)を参考に45.5人/haに設定するよう修正しています。	近畿地方整備局